

旭市特産品開発事業を追加募集

特産品の開発に補助金を交付

旭市の新しい魅力を発信するため、市にふさわしい特産品の開発事業に補助金を交付します。

【対象】

- 市内にある団体
- 市内に住所がある人および事業所がある法人

【対象事業】

特産となる土産品や、地域の食材を使用した調理品などを新たに開発、または既存商品の改良を行い販売する事業で、次の要件を満たすものです。

- 市内での販売が見込まれる
- 名称や意匠が市と関わりがある
- 調理品の場合、市内の農産物や畜産物、または水産物を1種類以上、食材に用いている
- 品質が優れている
- 販売価格または予定販売価格が適正である
- 将来にわたって、市の特産品として定着が期待される

【対象経費】

補助対象となる経費は次にあるもので、人件費は除きます。

- 開発費用
- 品質検査または栄養成分分析



経費など

- 商標登録経費

- 商品のパッケージ、ラベルなどの製作費

- 販売促進に係る広告・宣伝費

【補助金額】
対象経費の2分の1以内で50万円まで。

※1事業につき3年まで。

【申し込み方法】

商工観光課にある申請書に必要事項を記入し、申し込んでください。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

【申込期間】

10月5日(金)～25日(木)

【選考方法】

審査委員会を開き、決定します。

申し込み・問い合わせ先

商工観光課商業振興班

☎ 62・5874

交通事故の減少を図ろう

運転免許証の自主返納で タクシー料金の割引が受けられます



協定書を手にする3者(左から阿部代表、明智市長、波多野署長)

「高齢者交通事故防止の相互協力に関する協定書」が、海匝地区タクシー事業者組合に所属する旭地区タクシー事業者、旭警察署と市の間で締結されました。

この協定により、組合所属のタクシーを利用した際に、運転免許証を自主返納し、申請すると交付される「運転経歴証明書」の提示をすることで、運賃が1割引になります。

「運転経歴証明書」の申請手続き

自主返納者本人が手続きをしてください。

申請場所と受付時間

旭警察署交通課／月～金曜日
午前8時30分～午後4時30分
千葉運転免許センター／月～金曜日
午前8時30分～午後4時(午前11時～午後1時を除く)
〔共通事項〕
祝日、振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

必要なもの

● 運転免許証

● 印鑑

● 写真(縦3cm×横2.4cmで上三分身・無帽・正面・無背景で6か月以内に撮影したもの)：1枚

※千葉運転免許センターで、自

主返納と同時に申請する場合は、写真は必要ありません。
※自主返納後に申請する場合は「住民票」と「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

費用

1,000円

注意事項

- 申請ができるのは、自主返納をした日から5年以内です。
- 期限が切れた運転免許証での申請はできません。
- 交付には、約2週間かかります(千葉運転免許センターでは、即日交付を受けられます)。



運転経歴証明書(見本)

問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班

☎ 62・5396

旭警察署交通課

☎ 64・0110